

令和5年 第9回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和5年8月4日（金） 16時15分
2. 場 所 八幡浜庁舎 5階 大会議室
3. 出席委員

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	濱田 善純	2	西川 一吉	3	菊池 眞策
4	樋田 都	5	木口 金富	6	西川 正則
7	西川 友浩	8	菊池 繁生	9	二宮 佳郁
10	古能 聖人	11	玉木 勝広	12	坂野 清史
13	比企 義一	14	二宮 隆徳	15	欠 席
16	大和 眞二	17	河野 和弘	18	菊池 健三
19	柴田 紳一郎				

○農地利用最適化推進委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	濱部 紘平	2	菊池 政弘	3	三好 哲秀
4	脇水 雅弘	5	木村 高規	6	河野 辰也
7	菊池 仁志	8	毛利 新吾	9	正 和幸
10	松浦 喜孝	11	二宮 直樹	12	河野 伊都夫
13	浅野 治男	14	井上 哲夫	15	上田 好孝
16	清水 勝正	17	宮本 賢治		

○出席職員

事務局長 松本 有加  
事務局次長 松浦 秀紀  
事務局 菊池 誠晃、岡田 梨容子

○欠席委員

農業委員 15番 山内 裕司委員

4. 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人選出

第3 付議案件について

議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について 3件

議案第41号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 1件

議案第42号 農業振興地域整備計画に係る変更申請に対する意見について (国木地区の農用地区への編入) 17件

議案第43号 農業振興地域整備計画に係る変更申請に対する意見について 1件

議案第44号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (所有権移転) 3件

議案第45号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (利用権設定) 7件

報告第8号 農地法第18条第6項の規定による届出について 3件

第4 協議事項

- ・農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の改正等について
- ・農業次世代人材投資事業関連協力依頼について
- ・県外視察について
- ・農業委員と農地利用最適化推進委員の役割分担について
- ・農地利用最適化推進委員の地区分担について
- ・委員名簿の公表について
- ・農業委員会内部規程について
- ・令和5年度年間計画について
- ・令和5年度愛媛県市町農業委員・推進委員等研修会について
- ・農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
- ・令和5年度最適化活動の目標の設定等について
- ・活動記録簿について
- ・農業者年金について

・第10回農業委員会総会について

5. 会議の概要

事務局長 ただいまから、令和5年第9回八幡浜市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は19名中、18名で総会成立の定足数に達しております。

欠席委員は15番「山内 裕司委員」の1名です。

なお、本日は農業委員・推進委員の合同総会となります。

それでは、菊池会長から招集のご挨拶を申し上げます。

(菊池会長挨拶)

議長 それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思います。こちらで指名してよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 それでは議事録署名人に「5番、木口 金富委員」、「6番、西川 正則委員」を指名します。

議長 それでは付議案件に入ります。  
議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

番号23、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第40号、番号23について説明します。  
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「73㎡」、3条有償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「所有する宅地・建物と併せて譲り渡したい」。譲受人は「宅地・建物を購入するにあたり、隣接する申請地も併せて買い受けて耕作したい」であります。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する

要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 番 「〇〇〇〇」さんは、〇〇〇〇の〇〇〇〇をして、みかん作りをどんどん増やしていくような積極的な農家で、たまたま「〇〇〇〇」さんから「農地と宅地を処分したい」と相談を受けておりました。近くにみかんアルバイターの施設として宅地を利用できると、そういうことも含めて「〇〇〇〇」さんに買っていただけるということで話がまとまりました。

何ら問題ございませんので、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号24、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、番号24について説明します。  
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「2,918 m<sup>2</sup>」外23筆、計「30,622 m<sup>2</sup>」、3条賃貸借です。  
譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
申請事由としては、譲渡人は「息子が設立した法人に農地を貸し、農業経営を行いたい」。譲受人は「農業経営を行うため、農地を借り受けたい」であります。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

8 番 「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。〇〇〇〇の〇〇〇〇をされておりました。現在は息子さんと農作業を一生懸命されておられます。借借人の「〇〇〇〇」というのは、息子さん「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇が作った法人で、農作業にまじめに取り組んでおられます。従業員を年間雇用して、規模を拡大したいということで、今回、お父さんの方から会社の方に農地を借りるという形をとることになりました。

何ら問題はないと思いますので、よろしくお願ひします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号25、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、番号25について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「雑種地」、面積「135㎡」、3条有償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「道路用地として買収された土地の残

地で、面積が少なくなったので売却したい」。譲受人は「所有地の隣接地なので取得したい」であります。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

17番 「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇です。この土地は先程、事務局から説明がありましたように県道に少し取られまして、残ったので「〇〇〇〇」さんが〇〇〇〇に相談されて、その話が「〇〇〇〇」さんに行き、「〇〇〇〇」さんが「それならうちが買います」ということで話がまとまっております。

何ら問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、議案第41号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。

番号3、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、議案第41号、番号3を説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「畑」、面積「368 m<sup>2</sup>」、使用貸借です。

貸付人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

借受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

転用目的「住宅用地」、転用理由「譲受人は現在、親子4人で貸し付け人である父親所有の住宅で生活しているが、子供たちも成長し、住宅が狭くなったため、隣地で父親の土地を借りて住宅を建築したい。高齢の両親の家は山腹の傾斜地にあり、自動車の進入が出来なく、生活上不便なので建築後は父母も居住するため申請をする」というものです。

続いて参考資料の1、2ページ、位置図をご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇の南に300mの所に位置しており、都市計画用途地域の「第二種中高層住居専用地域」にあります。このことから、申請地の農地区分は、農地法の運用通知により「都市計画法に規定する地域内農地」に該当するため、「第3種農地」となります。

この第3種農地の転用は、同通知により、原則許可をすることができることから、本案件は、転用の確実性や周辺の営農条件への支障等に、特段、問題がなければ、許可できるものと考えます。

参考資料3ページから6ページまでに、地番地目図及び図面・配置図を掲載していますのでご確認ください。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

5 番 申請があった「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇で妻と一緒に農業をされております。現在、「〇〇〇〇」さんの自宅は山間部にあり、道路が無くて車が入らないということで、とても不便を感じておられますし、最近、ちょっと膝の調子が悪いということで困っておられます。

息子さんの「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇に勤めておりますが、申請地の隣に父親の土地・建物を借りて住んでおりますが、子供も大きくなり手狭になってきたということで不便をきたしております。

親子共に不便をきたしているということで、今回の申請地に新築住宅を建てる予定です。その場所は、〇〇〇〇の斜め奥の道路沿いの平らな場所で、便利の良いところであります。

親子共々、大変便利になると思いますので、是非とも許可をしていただけたらと思います。

以上です。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ

いませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することといたします。

議長 続きまして、議案第 42 号「農業振興地域整備計画に係る変更申請に対する意見について」を上程いたします。  
番号 1～17 まで一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第 42 号、番号 1 から 17 まで一括して説明します。  
議案第 42 号の参考資料をご覧ください。  
今回、当委員会に意見を求められている整備計画の変更は、農用地区域への編入の申出であります。  
申請者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
農地の所在「〇〇〇〇」、地目「山林」、現況「樹園地」、面積「10,698㎡」外16筆、計「35,215㎡」です。  
農用地区域の編入申出に至る理由は、〇〇〇〇地区で施工される県の基盤整備事業の受益地となっており、農業上の効率的かつ総合的な利用が図られることが見込まれるため、農用地域に編入を申し出るものであります。  
隣接する農用地区区域内農地と同じ用途に供するため、農用地の集団化、農作業の効率化などに支障を及ぼすことはないと判断します。  
編入が認められれば、令和7年度から園内道の整備や樹園地の整備を行うものです。  
1 ページ・2 ページに、位置図、3 ページに〇〇〇〇地区の農地利用状況、4 ページから 9 ページに詳細な位置を掲載していますので、ご確認ください。  
以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

5 番 それでは議案第 42 号について説明します。  
中間管理機構の事業で、愛媛県から「この基盤整備事業に参加しないか」という話が、農協を通して西宇和管内にあったと思うのですが、



なかなか手を挙げる地区が無かったと聞いております。その中で、〇〇〇〇の中の〇〇〇〇地区が面積的にもまとまって、戸数も少ないので、皆がまとまってやろうかということで、今回の話になったものと思います。

現在、農業振興地域になっている〇〇〇〇地区の隣接地などと一体化させ、効率的に利用していくためのものです。該当地は、柿やみかんが埋まっており、基盤整備においてすべてみかんを中心とした柑橘類にするものです。基盤整備することによって、土地の集約化ができ、園内道を入れることによって、作業の効率化・省力化を目指し、しいては、後継者問題にも一石を投じ、地区として今後長い間、農業が続いていくような地区にしたいと期待しております。

そういった状況の中、設計・施工から工事完了まで結構年数がかかりますので、今回申請を受け付けていただいて、少しでも早い完成を目指したいと思っていますので、よろしくをお願いします。

議 長           ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員           (意見、質問等なし)

議 長           ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員           (異議なく承認)

議 長           それでは承認することといたします。

議 長           続きまして、議案第 43 号「農業振興地域整備計画に係る変更申請に対する意見について」を上程いたします。

番号 2、事務局の説明を求めます。

事 務 局           それでは議案第 43 号、番号 2 について説明します。  
お手元に議案第 43 号の参考資料を追加しておりますのでご覧ください。

今回、当委員会に意見を求められている整備計画の変更は、農用地区域の変更の申出であります。この土地に関しては農振除外までは行わず、軽微なものとして扱われます。

申請者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目「畑」、面積「348 m<sup>2</sup>」です。

農用区域の除外申出に至る理由は、現在所有する農業用倉庫が手狭で、フォークリフトなどの機械、機具を効率よく使うことができないため、新たに農業用倉庫を建設したい。

道路に接し、車などの出入りが容易で、集落の続きで自宅にも近く、集荷・選果・出荷作業をスムーズに行うことができる面積、急傾斜地でない場所を選定した結果、申請地を選定したものです。

申請地は周囲に所有農地も多くあり、作業効率の増加を見込むことができ、周辺農地に対し、農業上の支障が出る恐れもないことから計画変更を申し出るものです。

参考資料の1ページから3ページ、位置図、周辺状況図をご覧ください。

申出地は〇〇〇〇から南西に約500メートル先、〇〇〇〇から約400mに位置しています。

4ページと5ページに、土地利用計画図、平面図、6ページに土地利用計画一覧を掲載していますので、ご確認ください。

以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

9番 申請者の「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇。両親と一緒に小作しております。申請地の近くに自宅もあります。現在の倉庫ですが、僕の知っている限りでは、「〇〇〇〇」さんのおじいさんが亡くなった時に、倉庫の土地は叔母さんの方に渡ったそうです。それで、現在倉庫を使うのは、「〇〇〇〇」さんのお父さんが存命中のみということで、お父さんが亡くなると、倉庫を使う権利を失うと聞き及んでいます。その為、お父さんが存命中に新しい倉庫が必須となり、自分の農地を潰して倉庫にしようという計画で申請したとのことでした。

本人はすごくまじめでがんばっているのです、よろしくお願ひします。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することといたします。

( ○○○○委員 退席 )

議 長 続きまして、議案第 44 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地  
利用集積計画の承認について」、「所有権移転」を上程いたします。  
番号 59、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは議案第 44 号について説明します。  
番号 59、「○○○○」、「樹園地」、「64 m<sup>2</sup>」。  
移転する者「○○○○」。  
移転を受ける者「○○○○」、価格「○○○○」。  
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

推進委員  
4 番

今回、所有権を移転するのは「○○○○」さんになります。実家のご両親が亡くなり、後継ぎもおらず、自分も耕作ができないので、この度、隣接する畑を親戚でもある「○○○○」さんの方に家庭菜園として利用していただけたらということです。所有権の移転を受ける「○○○○」さんは、年齢も○○○○と若く、ご両親と共に後継者として農業をがんばっておられ、問題ないかと思いますので、よろしくお願ひします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

( ○○○○委員 着席 )

議 長 続きまして、番号 60、事務局の説明を求めます。

- 事務局 番号 60、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,597 m<sup>2</sup>」外 4 筆、計「4,685 m<sup>2</sup>」。  
移転する者「〇〇〇〇」。  
移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
以上です。
- 議長 地元委員の説明を求めます。
- 6 番 移転する「〇〇〇〇」さんですが高齢で、また園地の方が不便で管理が不十分でできないため、意欲的に耕作されている「〇〇〇〇」さんに「〇〇〇〇」で管理してもらうよう話がまとまっております。  
よろしく願いいたします。
- 議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委員 (意見、質問等なし)
- 議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委員 (異議なく承認)
- 議長 それでは承認することといたします。
- 議長 続きまして、番号 61、事務局の説明を求めます。
- 事務局 番号 61、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「437 m<sup>2</sup>」外 2 筆、計「934 m<sup>2</sup>」。  
移転する者「〇〇〇〇」。  
移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
以上です。
- 議長 地元委員の説明を求めます。
- 11 番 所有権を移転する「〇〇〇〇」さんは、数年前までは、母親が 1 人で〇〇〇〇に暮らしておりましたが、亡くなってから、かなり前に亡くなっているのですが、家も取り壊しまして、地元から完全に引き払った形となっております。移転を受ける「〇〇〇〇」さんは、〇〇〇〇。働き盛りで奥さん、お父さんと一緒に熱心にみかん作りをされて

おります。「〇〇〇〇」さん、「〇〇〇〇」さんはお隣同士ということで、懇意にお付き合いをされておりました。移転する「〇〇〇〇」さんの1人暮らしの母親のお世話を「〇〇〇〇」さんが良くしていたということもあり、長年小作していたこの畑を〇〇〇〇で譲渡するというので話がまとまっております。  
よろしく申し上げます。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することといたします。

議長 続きまして、議案第45号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「利用権設定」を上程いたします。  
番号156から159まで一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第45号について説明します。  
番号156から159まで一括して説明します。  
番号156、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「269 m<sup>2</sup>」外1筆、計「1,010 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。  
設定する者「〇〇〇〇」。  
設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「9年6ヵ月」、賃借料「〇〇〇〇」。  
番号157、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「187 m<sup>2</sup>」外2筆、計「1,293 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。  
設定する者「〇〇〇〇」。  
設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「9年6ヵ月」、賃借料「〇〇〇〇」。  
番号158、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,218 m<sup>2</sup>」外2筆、計「1,874 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。  
設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「9年6ヵ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号159、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,010 m<sup>2</sup>」外1筆、計「1,471 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「9年6ヵ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 番 この「〇〇〇〇」さんという方は、今までお父さんが作られていたのですが、〇〇〇〇ということで、名義を息子の方にやり替えるということでこの申請をしたものですから、何も問題ございませんので、よろしくをお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号160、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号160、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「689 m<sup>2</sup>」外1筆、計「854 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「5年5ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。



ておまして、今年から息子さんが〇〇〇〇を退職して、就業されています。息子さんの年齢は〇〇〇〇で、〇〇〇〇をしていたので、何ら問題はないと思います。

よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

( 〇〇〇〇委員 着席 )

議 長 続きまして、番号 162、再設定の案件となっています。事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 162 は再設定の案件となっています。  
「〇〇〇〇」、「樹園地」、「796 m<sup>2</sup>」外 1 筆、計「1,096 m<sup>2</sup>」、再設定の使用貸借です。  
設定する者「〇〇〇〇」。  
設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「15 年 1 ヶ月」。  
以上です。

議 長 再設定のため地元委員の説明を省略します。

議 長 番号 162 について、承認することにご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。



委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することといたします。

議長 続きまして、報告第 8 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」。  
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは報告第 8 号について説明します。  
番号 29、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「269 m<sup>2</sup>」外 1 筆、計「1,010 m<sup>2</sup>」。  
賃貸人「〇〇〇〇」。  
賃借人「〇〇〇〇」。  
解約の理由「他の者と契約を結ぶため」であります。  
以降の案件については説明を省略します。  
以上です。

議長 報告事項でありますので、以上で終わります。

議長 続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。  
  
(協議事項について説明及び審議)

議長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 17時30分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 5 年 8 月 4 日

会 長 菊池 眞策

議事録署名人 木口 金富

議事録署名人 西川 正則